

## ④ 還付税金の取扱い

**Q** : 法人税は、原則として、損金に算入できないそうですが、還付された場合はどうなるのですか？

**A** : 益金には算入されません。

### 【解説】

法人税は、基本的に損金の額に算入できないこととされていますが、この法人税が還付された場合には、この逆ですので、益金には算入されないこととなっています。

この取扱いは、還付を受けた場合だけでなく、還付を受けるべき金額を未納の国税に充当した場合も同様です。

また、法人税だけでなく、次の税金についても同様に取り扱われます。

- ① 法人税以外の国税に係る附帯税
- ② 都道府県民税、市町村民税、地方税の規定による延滞金等
- ③ 罰金及び科料(通告処分による罰金又は科料に相当するものを含む)、並びに過料、国民生活安定緊急措置法の課徴金(その延滞税を含む)、独占禁止法に基づく課徴金(その延滞金を含む)
- ④ 欠損金の繰戻しによる還付法人税
- ⑤ 法人税額から控除できなかった所得税及び外国法人税額の還付金額
- ⑥ 相続税、贈与税

